

税の申告が始まります

所得税 2月16日(木)～3月3日(金) 土日除く

市・県民税 2月16日(木)～3月15日(水) 土日除く

会場 生涯学習センター

受付時間 午前9時～午後3時30分

(開場 午前8時30分)

簡易な所得税
の申告を受け
付けています

申告のときはマイナンバー・本人
確認書類が必要です

所得税の申告が必要な人で、次の人は税務署で確定申告をして
ください

- 営業、不動産の所得がある人
- 土地、建物の譲渡、株式の譲渡や配当がある人
(損失の繰越の申告も含む)

- 注意
- ①確定申告をした人は市県民税の申告は不要
 - ②収支内訳書等の添付書類は提出用、控えともに記入を
 - ③申告内容により相談の順番が前後する場合あり
 - ④確定申告書の控えに受付印は押印されません
 - ⑤記入済みの確定申告書は久留米税務署へ郵送を
 - ⑥3月3日の所得税の申告受付終了後は久留米税務署で

【マイナンバーカードを持っている人】

マイナンバーカードのみ

【マイナンバーカードを持っていない人】

次の①②から1つずつ持参

①マイナンバー確認書類

[通知カード、マイナンバーが記載
された住民票など]

②本人確認書類

[運転免許証、パスポート、健康保
険証など]

校区公民館などでの申告(市・県民税のみ)

※所得税の確定申告は受け付けて
いません

日程	会場	午前9時～11時30分	午後1時～3時30分
2月1日(水)	ふれあい館三国	みくに野団地、古賀、美鈴の杜	力武、三沢(あすみを含む)、新島、西島
2月2日(木)		三国が丘1・2、横隈、大保	津古、希みが丘、美鈴が丘
2月3日(金)	味坂校区公民館	平方、光行、八坂、赤川	上西、宝城南、下西
2月7日(火)	くろつち会館	乙隈、佐野古、松崎、井上 上岩田	花立、今隈、吹上、立石 干潟、下鶴
2月8日(水)	小郡交流センター	寺福童、今朝丸、開1	東福童、西福童、開2
2月10日(金)	御原校区公民館	古飯、宝城北、二夕	稲吉、下岩田、二森

年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である
場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

※所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要です

※所得税の確定申告が不要な場合でも、次に該当する場合は市・県民税の申告が必要です

- ①公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、障害者控
除など)以外の各種控除(扶養・障害等、医療費、生命保険料など)の適用を受ける場合

問合せと提出先

確定申告 久留米税務署 ☎32-4461

市・県民税申告 市税務課市民税係 ☎72-2111内線124、125

〒830-8688
久留米市諏訪野町2401-10
久留米税務署 行

〒838-0198
小郡市小郡255-1
小郡市役所税務課市民税係 行

軽自動車やバイクの申告はお早めに!

軽自動車などの使用者(所有者)となった場合や廃車・譲渡した場合は、下記の手続先で申告する必要があります。また、盗難に遭った場合や市外へ転出する場合も申告が必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の登録者に課税されますので、変更などがある場合は早めに申告してください。

※申告に必要なものなど、詳しくは手続先におたずねください

○原動機付自転車および二輪車など

車種区分		税率 (年税額)	手続・問合せ先
原動機付自転車	90cc以下または0.8kw以下	2,000円	税務課市民税係 ☎72-2111内線124
	90cc超～125cc以下または0.8kw超～1.0kw以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	3,600円	全国軽自動車協会連合会 久留米分室☎21-8893
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	税務課市民税係 ☎72-2111内線124
	その他	5,900円	
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	久留米自動車検査登録 事務所☎050-5540-2081

○四輪以上および三輪の軽自動車

車種区分			税率(年税額)			
			①平成27年3月31日以前	②平成27年4月1日以後	③13年超	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪以上	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
手続・問合せ先			軽自動車検査協会久留米支所☎050-3816-1752			

①平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両は、①の旧税率から変更はありません。

※ただし、③に該当する場合があります

②平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両は、②の新税率が適用されます。

③平成28年4月1日以後の賦課期日現在(毎年4月1日)で、最初の新規検査年月*から13年を経過した車両(電気軽自動車等を除く)は、③の重課税率が適用されます。(下表参照)

※「最初の新規検査年月」とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月です

重課税率の適用年度早見表

初度検査年月	重課税率適用年度	備考
平成14年(平成14年12月)以前	平成28年度～	自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。平成15年10月14日以前に登録された車両は、初度検査年のみが記載されています。
平成15年～平成16年3月	平成29年度～	
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～	
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度～	
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度～	
平成19年4月～平成20年3月	平成33年度～	